

○家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月二日

岐阜県知事      古   田      肇

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部家畜防疫対策課に備え置いて縦覧に供する。